

第 2 回 臨 時 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (5 月 28 日) (木曜日)

開 会	6
開 議	6
日程第 1 会議録署名議員の指名	6
日程第 2 会期の決定	6
日程第 3 報告第 3 号平成 20 年度日置市繰越明許費繰越計算書の報告について	6
日程第 4 報告第 4 号平成 20 年度日置市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	6
宮路市長報告	6
田畑純二君	7
富迫財政管財課長	7
田畑純二君	7
日程第 5 承認第 1 号専決処分 (日置市税条例等の一部改正) につき承認を求めることについて	7
日程第 6 承認第 2 号専決処分 (日置市国民健康保険税条例の一部改正) につき承認を求めることについて	7
日程第 7 承認第 3 号専決処分 (平成 20 年度日置市一般会計補正予算 (第 7 号)) につき承認を求めることについて	7
日程第 8 承認第 4 号専決処分 (平成 20 年度日置市老人保健医療特別会計補正予算 (第 3 号)) につき承認を求めることについて	7
日程第 9 承認第 5 号専決処分 (平成 20 年度日置市診療所特別会計補正予算 (第 3 号)) につき承認を求めることについて	7
日程第 10 承認第 6 号専決処分 (平成 21 年度日置市一般会計補正予算 (第 1 号)) につき承認を求めることについて	8
宮路市長提案理由説明	8
池上総務企画部長	9
田畑純二君	10
宮路市長	11
田畑純二君	11
日程第 11 議案第 46 号市有財産の取得について	12
宮路市長提案理由説明	12

福田消防本部消防長	1 2
日程第 1 2 議案第 4 7 号日置市職員の給与に関する条例の一部改正について	1 3
日程第 1 3 議案第 4 8 号日置市長等の給与に関する条例の一部改正について	1 3
宮路市長提案理由説明	1 3
池上総務企画部長	1 3
坂口ルリ子さん	1 4
池上総務企画部長	1 4
坂口洋之君	1 4
宮路市長	1 4
坂口洋之君	1 5
宮路市長	1 5
坂口ルリ子さん	1 5
松尾公裕君	1 6
坂口洋之君	1 6
花木千鶴さん	1 7
日程第 1 4 議案第 4 9 号日置市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について	1 7
宮路市長提案理由説明	1 8
池上総務企画部長	1 8
閉 会	1 8
宮路市長	1 8

平成21年第2回（5月）日置市議会臨時会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	摘 要
5月28日	木	本 会 議	開 会

2. 付議事件

議案番号	事 件 名
報告第 3号	平成20年度日置市繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第 4号	平成20年度日置市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
承認第 1号	専決処分（日置市税条例等の一部改正）につき承認を求めることについて
承認第 2号	専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについて
承認第 3号	専決処分（平成20年度日置市一般会計補正予算（第7号））につき承認を求めることについて
承認第 4号	専決処分（平成20年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第3号））につき承認を求めることについて
承認第 5号	専決処分（平成20年度日置市診療所特別会計補正予算（第3号））につき承認を求めることについて
承認第 6号	専決処分（平成21年度日置市一般会計補正予算（第1号））につき承認を求めることについて
議案第46号	市有財産の取得について
議案第47号	日置市職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第48号	日置市長等の給与等に関する条例等の一部改正について
議案第49号	日置市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について

第 1 号 (5 月 2 8 日)

議事日程（第1号）

日 程	事 件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	報告第 3号 平成20年度日置市繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第 4	報告第 4号 平成20年度日置市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第 5	承認第 1号 専決処分（日置市税条例等の一部改正）につき承認を求めることについて
日程第 6	承認第 2号 専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについて
日程第 7	承認第 3号 専決処分（平成20年度日置市一般会計補正予算（第7号））につき承認を求めることについて
日程第 8	承認第 4号 専決処分（平成20年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第3号））につき承認を求めることについて
日程第 9	承認第 5号 専決処分（平成20年度日置市診療所特別会計補正予算（第3号））につき承認を求めることについて
日程第10	承認第 6号 専決処分（平成21年度日置市一般会計補正予算（第1号））につき承認を求めることについて
日程第11	議案第46号 市有財産の取得について
日程第12	議案第47号 日置市職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第13	議案第48号 日置市長等の給与等に関する条例等の一部改正について
日程第14	議案第49号 日置市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について

本会議（5月28日）（木曜）

出席議員 30名

1番	出水賢太郎君	2番	上園哲生君
3番	下御領昭博君	4番	門松慶一君
5番	坂口洋之君	6番	花木千鶴さん
7番	並松安文君	8番	田代吉勝君
9番	靄園秋男君	10番	大園貴文君
11番	漆島政人君	12番	中島昭君
13番	田畑純二君	14番	西蘭典子さん
15番	田丸武人君	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	坂口ルリ子さん
19番	東孝志君	20番	長野瑳や子さん
21番	松尾公裕君	22番	重水富夫君
23番	地頭所貞視君	24番	谷口正行君
25番	西峯尚平君	26番	佐藤彰矩君
27番	成田浩君	28番	鳩野哲盛君
29番	宇田栄君	30番	島中實弘君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	住吉伸一君	議事調査係	家村毅君
次長兼議事調査係長	恒吉和正君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	湯田平浩美君
副市長	横山宏志君	教育長	田代宗夫君
総務企画部長	池上吉治君	市民福祉部長	豊辻重弘君
産業建設部長	中村治君	消防本部消防長	福田秀一君
東市来支所長	小園義徳君	日吉支所長	松山洋一君
吹上支所長	樹治美君	総務課長	福元悟君
財政管財課長	富迫克彦君	企画課長	上園博文君

税務課長	地頭所 浩 君	商工観光課長	鉾之原 政 実 君
市民生活課長	宮 園 光 次 君	福祉課長	野 崎 博 志 君
健康保険課長	大 園 俊 昭 君	介護保険課長	満 留 雅 彦 君
農林水産課長	瀬 川 利 英 君	土木建設課長	久 保 啓 昭 君
都市計画課長	有 村 芳 文 君	上下水道課長	宇 田 和 久 君
教育総務課長	山之内 修 君	社会教育課長	馬 場 静 雄 君
市民スポーツ課長	芝 原 八 郎 君	会計管理者	朴 木 義 行 君
農業委員会事務局長	大 北 節 雄 君		

午前10時30分開会

△開 会

○議長（畠中寛弘君）

ただいまから平成21年第2回日置市議会臨時会を開会します。

△開 議

○議長（畠中寛弘君）

これより本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（畠中寛弘君）

日程第1、会議録署名議員の指名をします。
会議録署名議員は、会議規則第81条の規定によって、梶康博君、坂ロルリ子さんを指名します。

△日程第2 会期の決定

○議長（畠中寛弘君）

日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中寛弘君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りと決定しました。

△日程第3 報告第3号平成20年度日置市繰越明許費繰越計算書の報告について

△日程第4 報告第4号平成20年度日置市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長（畠中寛弘君）

日程第3、報告第3号平成20年度日置市繰越明許費繰越計算書の報告について及び日程第4、報告第4号平成20年度日置市水道事業会計予算繰越計算書の報告についての2件を一括議題とします。

2件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

報告第3号は、平成20年度日置市繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

平成20年度日置市繰越明許費繰越計算書を地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものであります。

総務費の総務管理費で国の第1次補正予算による地域情報化推進事業1,000万円、高齢者医療制度円滑運営事業777万円、民生費の社会福祉費で国の第2次補正予算による給食配食車整備400万円、児童福祉費の子育て応援特別手当事業3,024万円、衛生費の保健衛生費で火葬場建設事業7,731万2,000円、農林水産業費の林業費で、国の第2次補正予算による林業・木材産業構造改革事業1,225万円、商工費で、国の第2次補正予算による定額給付金給付事業8億4,953万9,000円、地域経済振興対策として、日置市商工会共通商品券発行事業2,000万円、土木費の道路橋梁費、地方道路整備臨時交付金事業「長里皆田線」外5路線9,616万6,000円、道整備交付金事業「下谷口恋之原線」外2路線1億2,603万8,000円、国の第2次補正予算による伊集院地域道路整備3,550万円、東市来地域道路整備2,480万円、日吉地域道路整備2,000万円、吹上地域道路整備3,500万円、都市計画費で、土地区画整理通常費1,411万円、土地区画整理地方特定1,055万6,000円、住宅費で国の第2次補正予算による公営住宅地上デジタル放送調査365万円、教育費の社会教育費で国の第2次補正予算による中央公民館備品整備550万円、地区公民館備品整備620万円、災害復旧費の公共土木施設災害復旧費現年補助公共土木施設災害復旧事業378万9,000円をそれぞれ平成21年

度へ繰り越しいたしました。

次に、報告第4号は、平成20年度日置市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてであります。

平成20年度日置市水道事業会計予算繰越計算書を地方公営企業法第26条第3項の規定により、報告するものであります。

資本的支出の建設改良費、市道下谷口恋之原線配水管布設がえ工事224万7,000円、市道市来四郎園線配水管布設がえ工事112万3,000円、県道伊集院日吉線配水管布設がえ工事315万円を道路改良工事の繰り越しによる工期延長により、それぞれ平成21年度へ繰り越しいたしました。

以上2件、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（畠中實弘君）

これから2件について質疑を行います。質疑はありませんか。

○13番（田畑純二君）

この繰越明許費の制度を利用しようとする場合には、その年度の遅くとも3月末日までに予算の款項、事業名及び金額を提示して、議会の議決を経なければならないのが原則であります。

それで、3月の日置市議会定例会は、2月27日から3月30日までの32日間の日程で開会されましたが、なぜこれが3月議会に間に合わなかったのか、それでその説明を市長にさせていただきたい。

また、来年度からはその年度内に議決できるように原則すべきであります。市長はこれをどう思い、どう実行していくつもりなのか、お伺いいたします。

以上。

○財政管財課長（富迫克彦君）

ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

去る3月議会の予算に関する説明書の中で、21年度への繰越事業ということで、8ペー

ジ、9ページ、10ページに今計算書をご報告させていただいた内容についてはご審議をいただいております。それに基づいて今回事業費等の確定がございましたので、計算書を提出させていただいております。

○議長（畠中實弘君）

よろしいですか。

○13番（田畑純二君）

はい。

○議長（畠中實弘君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

これで質疑を終わります。

報告第3号及び報告第4号の2件の報告を終わります。

△日程第5 承認第1号専決処分（日置市税条例等の一部改正）につき承認を求めることについて

△日程第6 承認第2号専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについて

△日程第7 承認第3号専決処分（平成20年度日置市一般会計補正予算（第7号））につき承認を求めることについて

△日程第8 承認第4号専決処分（平成20年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第3号））につき承認を求めることについて

△日程第9 承認第5号専決処分（平成20年度日置市診療所特別会計補正予算（第3号））につき承認を求めることについて

△日程第10 承認第6号専決処分（平成21年度日置市一般会計補正予算（第1号））につき承認を求めることについて

○議長（畠中寛弘君）

日程第5、承認第1号専決処分（日置市税条例等の一部改正）につき承認を求めることについてから、日程第10、承認第6号専決処分（平成21年度日置市一般会計補正予算（第1号））につき承認を求めることについての6件を一括議題とします。

6件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

承認第1号は、専決処分（日置市税条例等の一部改正）につき承認を求めることについてであります。

地方税法等の一部を改正する法律が平成21年3月31日に公布されたことに伴い、緊急を要したため、日置市税条例等の一部を改正したものであります。

次に、承認第2号は、専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについてであります。

地方税法等の一部を改正する法律が平成21年3月31日に公布されたことに伴い、緊急を要したため、日置市国民健康保険税条例の一部を改正したものであります。

2件の内容につきましては、後ほど総務企画部長に説明をさせます。

次に、承認第3号は、専決処分（平成20年度日置市一般会計補正予算（第7号））につき承認を求めることについてであります。

平成20年度一般会計歳入歳出予算の配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方交付税、国庫支出金、県支出金、財産収入及び市

債の確定並びに総務費、民生費及び衛生費の執行について、緊急を要したため予算措置したものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,996万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ236億6,113万4,000円とするものであります。

歳入では、配当割交付金で、配当割交付金の交付確定により512万5,000円を減額計上いたしました。

株式等譲渡所得割交付金で、株式等譲渡所得割交付金の交付確定により402万7,000円を減額計上いたしました。

地方消費税交付金で、地方消費税交付金の交付確定により2,294万円を減額計上いたしました。

自動車取得税交付金で、自動車取得税交付金の交付確定により633万1,000円を減額計上いたしました。

地方交付税で、特別交付税の交付確定により2億1,816万7,000円を増額計上いたしました。

国庫支出金で、民生費国庫負担金の生活保護費扶助費国庫負担金の確定により1,700万2,000円を減額計上いたしました。

県支出金では、総務費県補助金の鹿児島県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金の確定により113万2,000円を増額計上いたしました。

財産収入では、不動産売り払い収入の県道養母長里線道路改良に伴う土地売り払い収入により1,179万1,000円を増額計上いたしました。

市債で、衛生債の火葬場建設事業、農林水産業債の県営中山間地域総合整備事業、県営農地侵食防止事業、県営老朽ため池等整備事業、江口浜海浜公園整備事業、県営かんがい排水事業、土木債の市道整備事業、地方特定道路整備事業、土地区画整理事業、教育債の

学校教育施設整備事業、消防債の消防施設整備事業、災害復旧債の現年補助公共土木施設災害復旧事業の事業費確定により3,570万円を減額計上いたしました。

歳出では、総務費で財産管理費の減債基金積立金に7,937万6,000円、施設整備基金積立金に1億円をそれぞれ増額計上いたしました。

民生費では、生活保護総務費の生活保護費扶助費の確定により6,210万1,000円を減額計上いたしました。

衛生費では、老人保健費の老人保健医療特別会計繰出金の確定により2,269万円を増額計上いたしました。

次に、承認第4号は、専決処分（平成20年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第3号））につき承認を求めることについてであります。

平成20年度老人保健医療特別会計歳入予算の国庫支出金及び繰入金の確定について、緊急を要したため予算措置したものであります。

歳入歳出予算は、既定の歳入歳出予算のとおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,999万8,000円とするものであります。

歳入では、国庫支出金で医療費負担金の老人医療給付費国庫負担金の変更交付決定により2,269万円を減額計上いたしました。

繰入金では、一般会計繰入金の確定により2,269万円を増額計上いたしました。

次に、承認第5号は、専決処分（平成20年度日置市診療所特別会計補正予算（第3号））につき承認を求めることについてであります。

平成20年度日置市診療所特別会計の歳入歳出予算の市債の確定及び施設整備費の執行について、緊急を要したため予算措置したものであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ300万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,111万8,000円とするものであります。

歳入では、市債で診療所建設事業の事業費確定により300万円を減額計上いたしました。

歳出では、施設整備費の事業費の確定により300万円を減額計上いたしました。

次に、承認第6号は、専決処分（平成21年度日置市一般会計補正予算（第1号））につき承認を求めることについてであります。

平成21年度日置市一般会計歳入歳出予算の国庫支出金の交付決定並びにこれに伴う繰入金及び市債の補正並びに消防費の執行について、緊急を要したため予算措置をしたものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,474万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ192億8,374万円とするものであります。

歳入では、国庫支出金で消防費国庫補助金の消防防災施設等整備事業費国庫補助金の交付決定により1,047万2,000円を増額計上いたしました。

繰入金で、財源調整のための財政調整基金繰入金86万8,000円を増額計上いたしました。

市債で、消防債の消防施設整備事業債1,340万円を増額計上いたしました。

歳出では、消防費の消防施設費で耐震性貯水槽4基の事業採択により2,474万円を増額計上いたしました。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長（池上吉治君）

承認第1号について説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、日置市税条例等の一部を改正するものでございます。各事項につ

きましては、条文整理が多く、わかりにくい
と思いますので、今回の改正内容の要点につ
きまして説明を申し上げます。

主な改正税目は、市民税と固定資産税で
ございます。

まず、市民税では、附則第7条の3の2で、
住宅借入金特別税額控除が創設をされまして、
平成21年から25年までの入居者につ
きましては所得税から控除された残額、これま
でも所得税の住宅控除はあったわけ
でございますが、その所得税から控除された残額がある
場合について市民税で減額をされるという
ものでございます。

次に、附則第2条第9項で、上場株式の配
当譲渡益についての軽減がこれまでに引き続
き23年まで延長をされたということ
でございます。

それから次に、固定資産税の関係でござ
いですが、附則第12条で、土地の負担調整措
置としまして、これも現在の調整措置が
23年度まで延長をされたということ
でございます。

それと、附則第10条の2第2項で、長期
優良住宅に係る減額措置が創設を
されました。現在、これにつ
きましては、本市では該当は
ございません。

以上が第1号の内容でござい
ますが、いずれも直接税額
としての影響は
ございません。

続きまして、承認第2号
でござい
ますが、国民健康保険
税条例の一部改正
でござい
ます。

今回の改正内容は、第2条第4項で、介護
納付金課税額の限度額を「9万円」から
「10万円」に引き上げられました。この分
は今回直接税額として影響するもので
ござい
ますが、この対象世帯は日置市で27世帯
でござい
ます。

それから、第23条第2項で、応益割保
険税額の2割軽減につ
きましては、これまで申
請が必要でござ
い
ましたけれども、これを申

請を不要とし、一律に軽減すること
となった
こと
でござ
い
ます。

以上が主な改正内容でござ
い
ます。よろしく
お願
い
を申
し
上
げ
ま
す。

○議長（畠中實弘君）

これから6件について質疑を行
いま
す。質
疑は
あ
り
ま
せ
ん
か。

○13番（田畑純二君）

専決処分についての市長の見解
を
お伺
い
し
ま
す。

平成18年の地方自治法の改正
により、専決処分が議会の権限に
属する事項を首長がやむを得ない
場合にかわって行う制度である
こと
を踏まえ、その運用に当たっては
制度の趣旨を逸脱することがな
い
よ
う
に
す
べ
き
で
あ
る
と
の
観
点
か
ら、専決処分が可能となる
場
合
を
緊
急
性
を
要
す
る
場
合
に
限
定
し
て
明
確
化
さ
れ
ま
し
た。そして、議会を招集する
時
間
的
余
裕
が
な
い
こ
と
が
明
ら
か
で
あ
る
と
認
め
た
と
き
と
な
り
ま
し
た。

それで、もちろん招集する
時
間
的
余
裕
が
あ
っ
た
と
思
わ
れ
る
の
に
首
長
が
主
観
的
に
時
間
的
余
裕
が
な
い
と
し
て
専
決
処
分
を
し
た
と
い
う
よ
う
な
こ
と
が
あ
っ
て
は
な
り
ま
せ
ん。それで、専決
処
分
は
あくまでも例外であり、
少
な
い
の
が
理
想
的
で
あ
る
の
は
こ
こ
で
あ
え
て
言
う
ま
で
も
あ
り
ま
せ
ん。

そこで、市長にお尋ね
し
ま
す。

まず、この専決処分について
市
長
は
ど
う
考
え
て
い
る
の
か、そして、具体的に
今
承
認
第
3
号、第4号、第5号、この
説
明
は
あ
り
ま
し
た
け
ど
も、いずれも緊急を要した
た
め
予
算
措
置
し
た
も
の
で
あ
る
と、なぜ緊急を要した
の
か、その理由はわかります
け
ど
も、市長はどういう
ふ
う
に
し
て
理
解
さ
れ
て
い
る
の
か、その緊急性の理由を
何
を
基
準
に
し
て
緊
急
性
を
判
断
し
た
の
か、緊急の根拠を何に
置
い
て
い
る
の
か、具体的に承認3号、
4号、5号について、お
お
の
そ
の
理
由
を
説
明
願
い
ま
す。

以上、2点。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございましたとおり、承認の専決につきましてもは緊急やむを得ない、さっき1、2については税法上でございました。今回予算につきましてもは確定等それぞれ決まったこととございましたので、今回は特別にこのような臨時議会という部分がございましたので、いろいろ専決処分する中においておっしゃいましたとおり皆様方を集めてやらなきゃならないというのはわかっておりますけど、基本的には軽微といいますか、事務的に流れている、そういうものについては専決処分をさせていただき、一括して承認を得ると、そのように私は認識しておりますので、今後におきましても軽微な、そのようなものについては専決処分をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（畠中實弘君）

いいですか。

○13番（田畑純二君）

はい。

○議長（畠中實弘君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。承認第1号、承認第2号、承認第3号、承認第4号、承認第5号及び承認第6号の6件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、承認第1号、承認第2号、承認第3号、承認第4号、承認第5号及び承認第6号の6件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから承認第1号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、本件は承認することに決定しました。

これから承認第2号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから承認第2号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、本件は承認することに決定しました。

これから承認第3号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから承認第3号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、本件は承認することに決定しました。

これから承認第4号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから承認第4号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、本件は承認することに決定しました。

これから承認第5号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから承認第5号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、本件は承認することに決定しました。

これから承認第6号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから承認第6号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、本件は承認することに決定しました。

△日程第11 議案第46号市有財産の取得について

○議長（畠中實弘君）

日程第11、議案第46号市有財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第46号は、市有財産の取得についてであります。

日置市消防署の水槽付消防ポンプ自動車を更新するため、物品売買仮契約を締結したもので、地方自治法第96条第1項第8号及び日置市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、提案するものであります。

内容につきましては、消防長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○消防本部消防長（福田秀一君）

議案第46号につきまして補足説明を申し上げます。

平成5年に購入しました本署の現在の水槽付消防ポンプ自動車を新しい水槽付消防ポンプ自動車にかえるものですが、議案書によりまして説明を申し上げます。

議案第46号市有財産の取得について、市有財産を次のとおり取得する。

取得物件が水槽付消防ポンプ自動車、取得価格が3,286万5,000円、相手方が鹿児島市松原町12番32号、鹿児島森田ポンプ株式会社、代表取締役西之園重雄であります。

あけていただきまして、次のページは資料といたしまして入札結果であります。

去る5月8日、5社による指名競争入札を執行しましたが、落札者がありませんでしたので、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号及び本市契約規則第25条第2項の規定に基づきまして、再々度入札において最低の価格の入札をした鹿児島森田ポンプ株式会社から見積書を徴し、随意契約の方法により仮契約を締結いたしました。

次のページが特別附属品の内訳であります。

その次のページから2ページにわたって車の概略図であります。上からの図、左右の側

面図、前方、後方からの図を示してありますので、お目通しをお願いいたします。

これまでの車との大きな相違点でございますが、2輪駆動車から4輪駆動車になったことと、それに伴いましてシャシー、車体でございますが、これが4トンから5トンになりました。装備のほうでは、少量の水で大量の消火泡を放射して、効率よく消火することのできる圧縮空気泡消火装置をつけました。また、車載無線機を新規に購入し、三連梯子を鋼管製からステンレス製へかえました。

以上で補足説明を終わります。ご審議方をよろしくをお願いいたします。

○議長（畠中實弘君）

これから議案第46号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第46号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第46号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。本案は可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、本案は可決されました。

△日程第12 議案第47号日置市職員の給与に関する条例の一部改正について

△日程第13 議案第48号日置市長等の給与等に関する条例等の一部改正について

○議長（畠中實弘君）

日程第12、議案第47号日置市職員の給与に関する条例の一部改正について及び日程第13、議案第48号日置市長等の給与等に関する条例等の一部改正についての2件を一括議題とします。

2件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第47号は、日置市職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

人事院勧告の内容に準じ、平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の額を暫定的に減額するため、条例の一部を改正したので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、提案するものであります。

次に、議案第48号は、日置市長等の給与等に関する条例等の一部改正についてであります。

平成21年6月に支給する職員の期末手当の額を暫定的に減額することに伴い、同月に支給する市長、副市長、教育長及び市議会議員の期末手当の額についても、職員との均衡を図り、暫定的に減額するため、条例の一部を改正したので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、提案するものであります。

以上2件につきまして総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長（池上吉治君）

議案第47号日置市職員の給与に関する条例の一部改正について、説明を申し上げます。

人事院勧告の内容に合わせまして、本年6月に支給をいたします期末手当、勤勉手当の特例措置といたしまして暫定的に減額するものでございますが、管理職で期末手当0.1カ月分、勤勉手当0.1カ月分、合計で0.2カ月分でございます。管理職以外の職員は、期末手当0.15カ月分、それから、勤勉手当0.05カ月分、合計で同じく0.2カ月分をそれぞれ減額するというものでございます。この措置によります減額総額は約4,000万円でございます。

次に、議案第48号日置市長等の給与等に関する条例等の一部改正でございますが、職員の期末手当の暫定措置に伴いまして、市長、副市長、教育長及び市議会議員の6月支給の期末手当の額を0.15カ月分減額するというものでございます。

まず、日置市長等の給与等に関する条例の一部改正で市長、副市長の分を、それから、日置市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正で教育長の分を、そして、日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正で市議会議員の分をそれぞれ期末手当を0.15カ月分減額するというものでございます。これによります影響額は、市長、副市長、教育長の分で48万4,381円、市議会議員の分が149万5,742円でございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（畠中實弘君）

これから2件について質疑を行います。質疑はありませんか。

○18番（坂口ルリ子さん）

人事院勧告という言葉聞いて、私も過去に一喜一憂したころを思い出すわけですが、人事院勧告、普通は8月にやるのに5月にやっているわけですね。今度はね。だから、人事院とは何ぞやと、どういう政府の機関なのか、ちょっとわかってたらお答え願います。

○総務企画部長（池上吉治君）

ご質問のとおり、例年でございますと8月に人事院勧告がございまして、そこで国家公務員の年間の給与、あるいは手当関係について勧告がなされておったわけでございますが、最近の不況を受けまして、特別に今回は臨時的に調査をされまして、その結果をもとに6月の期末・勤勉手当の支給について臨時的な勧告がなされました。これは人事院のほうでは、いわゆる国家公務員の給与を適正な判断をするということで、国内の一定企業の給与実態を調査をした結果で、国家公務員給与はこうあるべきだという数字を示すのが人事院であるわけですが、そのようなことでもございましたので、本市も今回は人事院勧告に倣って実施をし、そしてまた、本年度は、また同じように定例的に、また8月には人事院勧告が給与を含めた勧告がなされると思いますので、それをもとに、また年間分は今後調整をしていくということになろうかと思えます。

○議長（畠中實弘君）

ほかに質疑はありませんか。

○5番（坂口洋之君）

私たち、特に若い世代は本当に給料が全然上がらなくて、本当に不安を持っております。5月に勧告が出たということなんですけれども、中小企業の中では今春闘中で、今回のボーナスカットについては多少なり影響が出ると思いますが、今回ボーナス商戦の前に地域経済の影響、また民間企業の影響について、市長はどのように考えているのか、お尋ねをいたします。

○市長（宮路高光君）

今公務員だけでなく、民間の企業の皆様方におきます賃金等におきましても、大変アップというのがないというのが実態でございます。それぞれ企業経営の中におきまして、それぞれ企業の中で企業体系というのは決めていくというふうに認識しております。そうい

う中におきまして、賃金が上がらない中におきましては、経済の内需需要といたしますか、そういうものは少なくなってくるというのは認識しております。そういうことを踏まえた中におきまして、私ども法にのっとった団体でございますので、今回の人事院勧告を受けまして、今回職員を含め、また市長、また議員の皆様方も同じようにこういう減額の中の条例を上程させていただいたというふうに認識しております。

○5番（坂口洋之君）

3月議会においては、職員の4月から2%カットということが決定いたしました。8月にも人事院勧告で、来年以降もさらなる引き下げも予想されます。そういった中で、今回の人事院勧告ということでボーナスをカットしたわけなんですけれども、この人事院勧告を尊重するというを言われておりますけれども、今実施しております日置市の2%カットも、そのこともカットも早急に見直すべきではないかと思っておりますけれども、そのことについての考え方をお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

この人事院勧告と2%カットした、これは別な考え方の中で視点を入れていただきたいというふうに思っております。議会の中におきましても、まだいろんな一般的な意見の中におきましても、職員の給与という中におきまして減額といういろんな要求があったというのも事実でございます。社会情勢といたしますか、私ども日置市管内を含めた社会のそういう賃金体系、こういうものも実際私どもも調べさせていただきましましたが、そういうことを今後におきましても判断した中におきまして、今後におきましては組合とも交渉しますが、1年ということの中で今交渉させておりますので、次年度以降については、また今後のいろんな成り行きの中で決定されていくというふうに認識しております。

○議長（畠中實弘君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第47号及び議案第48号の2件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第47号及び議案第48号の2件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第47号について討論を行います。討論はありませんか。討論がありますので、発言を許可します。最初に、反対討論の発言を許可します。

○18番（坂口ルリ子さん）

反対討論です。

さっきも言いましたが、人事院というのは公務員の労働基本権を剥奪するかわりにできた制度であります。結局公務員はストをするなどということですね。給料を上げよというストをしないかわりにできたのが人事院で、この議員の中にもそんな体験をした人は1人、2人しかいないと思いますが、人事院勧告が出るたびに一喜一憂したと、上がっても政府は4月に実施せんぞ済まんのを9月ごろに押しやってきたことがあるんです。そのために4月に実施せよと、私たちはストをしたこともあります。本当に人事院勧告が30%という時代もあったんです。ボーナス、給料よりも追給が多かった時代も、同じぐらいという時代もあって、本当にどんどんどん下ってきて、こんな5月に特別に政府が人事院勧告を出したのは労働史上初めてだということです。

人事院がこれだけ、日置市でも4,000万

円という金が減額されるわけですが、これが国は内需拡大、内需拡大と言いながら、これに逆行しているのではないかと思います。一時金カットは与党が求めてきたもので、人事院は政治的な圧力を押しつけて、人事院にこんな5月実施をしたような経緯もあります。景気回復、景気回復と麻生は一生懸命言いますが、逆の手をとっているのじゃないかと思えます。

労働基本権は奪い、世の中からストという言葉もなくなって、労働者が余りにも何というんですか、身分保障がない、公務員にやる気がない、それから、人生設計が狂うんじゃないか、子供を学校に出す、家を建てた、給料はちっとずつでも上がるだろうと予想して、人生設計が狂ってくるんじゃないか、職員もやる気が低下するんじゃないかということを私は心配します。

今度が初めてです。これを通したら、また次々人事院にこんな勧告をせえ、勧告をせえて、政府の圧力がかかってくるんじゃないかと思えます。本当に財政が苦しいのかなど私はいつも思います。アメリカへの思いやり予算なんか、グアム島に移転する費用なんか何千億円と使いながら、国民の生活は苦しめていく。思いやる相手を間違っているんじゃないかと思うんですね。思いやるのは日本国民の労働者、そういう人を思いやるべきであって、アメリカになんて、そんなお金を防衛費やらに使うのかということを私は心配をします。こんな初めての暴挙を許すわけにはいきませんので、反対討論といたします。

○議長（畠中實弘君）

次に、賛成討論の発言を許可します。

○21番（松尾公裕君）

私は、47号については賛成をするものでございます。

国の経済状況は、それこそ100年に一度という未曾有の不況であり、民間企業も非常

に厳しい状況であり、雇用関係でもワークシェアリングなどをやり、この難局を切り抜けるために努力をしております。このような中で、政府も人事院勧告に従い、国家公務員の夏季ボーナスを0.2カ月分減額を決定しており、また県内ほとんどの市町村も夏季ボーナスを減額しており、職員の皆様も現状の民間社会状況を理解してくれるものと思えます。よって、この47号については賛成をするものでございます。

以上です。

○議長（畠中實弘君）

ほかに討論はありませんか。

○5番（坂口洋之君）

今回の自治体職員の夏季一時金0.2カ月分の凍結に対し、反対の立場で討論いたします。

ただいま話題になっています人事院勧告制度は、公務員労働者が賃金決定において労働基本権を制約されていることへの代償措置であり、この制度自体は尊重されなければならないものでありますし、このことについて反対するものではありません。この制度が信頼性を失うことがないように指摘するものであります。

今まで人事院は、民間の春闘の結果やボーナスの実績などを調査して勧告をしてきました。それが今回初めて、今後支給される見込みであるボーナスの支給額について調査をしたこと、人事院が報告の中で触れているように実地調査ではなく、通信調査であったので、的確性に不確定要素があると認めていること、調査の段階で、従業員割合で8割の企業において夏季一時金が未定であり、人事院が調査した4月7日から24日は春闘の最中であり、大手組合以外はほとんど妥結しておりません。

また、中小企業においても、これから春闘の山場となるものである、そういう中で、公務員ボーナスの減額、勧告及び受託は、民間

組合のこれからの交渉の足かせとなることは必至であります。このように今まで例を見ない慌ただしい勧告の動きを、何かそうしなければならぬのかを、まず疑いたくなります。

一方、景気対策という側面から考えますと、マスコミは民間労働者が痛みを耐えているのだから、公務員も痛みを分かち合うべきだという論調で書いていますが、本来政治というものは痛みを味わっている国民がいれば、少しでも痛みを和らげる政策をとるとというのが筋ではないでしょうか、公務員、いわゆる自治体職員のボーナスカットが民間のボーナスカットにつながり、国民の財布のひもはますますかたくなり、購買意欲が下がり、景気の悪化をさらに推し進めるのではないかと危惧をいたします。購買意欲を何とか維持し、景気を下支えするという必要性から考えると、今回の措置は景気対策とむしろ逆行するのではないのでしょうか、そのような立場から、今回議案第47号職員の給与に関する条例の一部改正について反対の立場で討論いたします。

○議長（畠中實弘君）

ほかに討論はありませんか。賛成ですか、反対ですか。

○6番（花木千鶴さん）

賛成です。私は議案第47号に賛成の立場で討論をいたします。

本議案は、本市の職員の給与に関する条例の改正でありまして、先ほど来いろいろ人事院の考え方について示されているわけですが、本来この給与に関する財源は市民の税金で支払われる賃金、報酬であることを考えないといけないと思います。人事院に従うというよりは、地方自治体の給与に関する考え方を総合的に執行は判断したものであらうと考えます。今回はこの後の48号にもありますが、職員ばかりではありませんで、特別職、議員等々に関しても減額をしているところでもあります。全国の平均水準の自治体の財

政状況と比較した場合に、本市の財政状況が一般的な立場に比べて豊かである場合なら構わないかもわかりませんが、本市の財政状況は厳しい状況にあります。よって、私は今回の判断は正しいと思って、賛成をするものであります。

○議長（畠中實弘君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第47号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（畠中實弘君）

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから議案第48号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第14 議案第49号日置市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について

○議長（畠中實弘君）

日程第14、議案第49号日置市長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第49号は、日置市長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてであります。

市財政の健全化に寄与するため、平成18年度から実施している市長等の給料月額を減額することについて、平成21年度末まで継続して実施するため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしく願いいたします。

○総務企画部長（池上吉治君）

議案第49号日置市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について、説明を申し上げます。

日置市財政の健全化に寄与するため実施をいたしております市長、副市長、教育長の給料の減額につきましては、市長が15%、副市長10%、教育長8%で、これまでそれぞれの任期期間中の減額といたしておりましたが、今回継続することといたしまして、いずれも平成22年3月31日までとするものでございます。このことによりましてそれぞれ年間の減額分は、市長で155万1,600円、副市長で78万8,400円、教育長で60万6,720円の減額となるわけでございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（畠中實弘君）

これから議案第49号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第49号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を

省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第49号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

討論なしと認めます。

これから議案第49号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畠中實弘君）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△閉 会

○議長（畠中實弘君）

以上で、本日の日程は終了しました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

本日の臨時議会をもちまして合併後、初めての市議会議員として市勢発展にご尽力いただきました皆様方に心から感謝とお礼を申し上げます。いわゆる平成の大合併の一つとして、将来にわたる持続可能な行政運営の基盤づくりを目指して、日置郡8町のうち4町による市制施行、歴史的で創造に満ちた日置市行政が始まりました。この間、議会の皆様には具体的な審議を通して前向きなご意見を賜りましたことに心から感謝を申し上げる次第でございます。

さて、社会情勢に目を向けますと、世界的に不況な真っ最中であり、この影響から企業経営の減収や赤字転落によりまして未曾有の

混乱に陥っております。行政運営におきましても、さらなる行政改革を進める一方で、公共事業による景気の刺激策を図ることなど、あらゆる対策を視野に入れながら取り組んでいるところでもあります。世界がグローバル化している今日、我が国の一国をもってしても回復していかないことは承知のとおりでもあります。

一方、日置市の行政運営におきましては、日置市の有する歴史や豊富な物的資源、地域づくりに熱心な各方面の地域リーダーの方々に支えられながら、限られた財源の中での日置市の基盤づくりに努めてまいりました。この間におきましても、市議会議員30名の皆様方の日置市発展のために注がれたご尽力に深く敬意を表する次第でございます。

そしてまた、この期を最後にして勇退のご英断をされました皆様方には、これからの日置市の飛躍のご意見役といたしまして、直接日置市役所にお出かけいただき、ご指導や叱責を、また地域の中にあつては、引き続き道しるべ役としてこれからもご助言いただければ、日置市にとりまして心強い限りでございます。どうぞ今後も健康に留意され、ますますのご活躍をお祈り申し上げる次第でございます。

最後に、改めて日置市の基盤を築かれた4年間の市議会議員の皆様方のご尽力に感謝申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（畠中寛弘君）

ここで、私から閉会に当たり一言あいさつを申し上げます。

第2回臨時議会閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。この議場において皆様方と顔を会わせることも本日の臨時会をもって最後となりました。新生日置市が誕生してから4年間、日置市の議会運営が円滑に本日を迎えることができましたことに対しまして心

より感謝申し上げます。

さて、任期満了により勇退される議員各位におかれましては、今後ますます健康に留意されまして、日置市発展のためにご支援、ご協力あらんことを切にお願い申し上げます。

また、このたびの市長、市議会議員選挙でめでたく再選されました宮路市長並びに議員各位におかれましては、これから市政の堅実な発展にご尽力を賜りますとともに、今後ますますご健勝でご活躍くださるようご祈念いたしましてあいさついたします。ご苦勞さまでした。

これで、平成21年第2回日置市議会臨時会を閉会します。

午前11時30分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日置市議会議長 畠中 實弘

日置市議会議員 梶 康博

日置市議会議員 坂口 ルリ子